

# 発達障害に関する支援制度の概観（その4）

名島 潤慈

## An overview of support systems with regard to developmental disorders (4)

Junji NAJIMA

### 要約

筆者はこれまで発達障害に関する現在の支援制度について、医療・療育支援、教育支援、就労支援、法的支援、家族支援などのカテゴリー別に概観してきたが、本稿では教育支援、それも特に、発達障害児に対する支援と密接な関連を有している「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省初等中等教育分科会，2012）に焦点をあてつつ、ノーマリゼーションからインクルージョンに至る道筋、インクルーシブ教育システム、合理的配慮などについて概説した。

**キーワード：**発達障害、インクルーシブ教育システム、合理的配慮

### I はじめに

「人権」「ノーマリゼーション」「障害者の権利」「インクルーシブ教育」はそれぞれ相互に絡み合っている。表1はこれらに関する世界と日本の動きである。作表に際しては、小嶋（1982）、瀬尾（1985）、総理府障害者対策推進本部（仮訳）（1994）、UNESCO（1994）、花村（訳・著）（1998）、文部科学省（1998）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2000）、河東田ら（訳編）（2004）、United Nations（2006）、河合（2007）、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2008）、河東田（2009）、独立行政法人国際協力機構（2009）、清水（2010）、文部科学省初等中等教育分科会（2012）、長瀬ら編著（2012）、外務省（2014a）を参照した。法令等に関しては、国立特別支援教育総合研究所が公開している「特別支援教育法令等データベース」を参照した（例えば1994年のサラマンカ声明はこれによる）。ちなみに、英語圏の法律では、どれか特定の法律を解説・批評している日本語の論文には細かなところに錯誤や異同があったりするので、可能な限り原文を照合した（例えばアメリカの法律であれば、U. S. Government Publishing Officeのなかに収蔵されている法律を印刷して照合した）。なお、アメリカの1990年10月の法律Individuals with Disabilities Education Act（IDEA）にはこれまで「障害者教育法」「個別障害者教育法」などの和訳があるが、本稿では国立特別支援教育総合研究所の中澤恵江に従って「障害のある個人の教育法」とした（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1296818.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1296818.htm)を参照）。

ごく大まかに言えば、第二次世界大戦終了直後に国際連合（以下、国連と略す）が結成され、

表1 人権・ノーマリゼーション・障害者の権利・インクルーシブ教育に関する世界と日本の動向

年月日	事 項	備 考
1945.10.24.	国際連合 (United Nations) が発足。	
1946.11.4.	ユネスコ (国際連合教育科学文化機関: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) 創設。	
1948.12.10.	国連が「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights) を採択。	第3回国連総会にて。人権と自由を尊重し確保するためにすべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準。
1959.6.5.	デンマークの Neils Erik Bank-Mikkelsen が中心となり、「ノーマリゼーション」*1の考え方に立った「知的障害者及び障害者のケアに関する法律」(1959年法) が成立。	1959.10.1 施行。Bank-Mikkelsen は当時、社会省精神薄弱福祉課に勤務。彼は、「知的障害者に対して可能な限りノーマルに近い生存を得させる」と述べた。
1959.11.20.	国連が「児童の権利に関する宣言」(Declaration of the Rights of the Child) を採択。	第14回国連総会にて。国際連盟による1924.9.26の「児童の権利に関するジュネーブ宣言」を受け継ぎ、拡大したものの。
1966.12.16.	国連が「国際人権規約」(International Covenants on Human Rights) を採択。	第21回国連総会にて。世界人権宣言の内容を条約化したもの。発効は1976.3.23 (日本は1979.6.21に批准した)。
1969.1.10.	スウェーデンの Bengt Nirje が「ノーマリゼーションの原理とその人間的処遇の関わり合い」を執筆。	Nirje は当時、FUB (スウェーデン知的障害児童・青少年・成人連盟) のオンプズマン兼事務局長。ノーマリゼーションの8つの原理を提唱。
1971.12.20.	国連が「知的障害者の権利宣言」(Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons) を採択。	第26回国連総会にて。「知的障害者は最大限可能な限り、他の人々と同じ権利を持っている。」「ノーマリゼーション」という用語が初めて国際的に公的に用いられる。
1973.9.26.	アメリカが「リハビリテーション法」(Rehabilitation Act of 1973) を制定。Richard Milhous Nixon 大統領が署名。	「職業リハビリテーション法」を改正したもの。連邦政府からの資金を受けている政府機関、連邦の契約者などが障害を理由として差別を行うことを違法とする (第504条)。
1975.11.29.	アメリカが「全障害児教育法」(EAHCA: Education for All Handicapped Children Act of 1975) を制定。Gerald Rudolph Ford 大統領が署名。	障害児の公教育権を確立した画期的な連邦法。3～21歳のすべての障害児は、最も制限の少ない環境で、無償かつ適切な公教育を受ける権利があるとする。個別教育計画 (IEP *2) の作成義務あり。本法の施行は1977.10.1 (ただし3～5歳は1978年から、18～21歳は1980年から実施)。
1975.12.9.	国連が「障害者の権利宣言」(Declaration on the Rights of Disabled Persons) を採択。	第30回国連総会にて。「障害者は、他の人々と同じ市民的・政治的権利を持っている。」
1978.5.	イギリスの Mary Warnock らがいわゆる「ウォーノック報告」*3を教育科学大臣に提出。	「特別な教育的ニーズ」(Special Educational Needs) という概念を導入。インテグレーションを位置的統合・社会的統合・機能的統合の三つに区分。
1979.12.17.	国連が「国際障害者年行動計画」を採択。	第34回国連総会にて。国際障害者年のテーマを「完全参加と平等 (full participation and equality *4)」とする。
1981.	「国際障害者年」(IYDP: International Year of Disabled Persons *4)。	1976.12.16の第31回国連総会にて、1981年を国際障害者年にするとの決議がなされた。
1981.10.30	イギリスが「1981年教育法」(Education Act 1981) を制定。	1978年のウォーノック報告の勧告を受けて成立した法律。特別な教育的ニーズ (SEN) の評価、「判定書」(statement) の作成。
1982.12.3	国連が「障害者に関する世界行動計画」(World Programme of Action concerning Disabled	第37回国連総会にて。

1982.12.3.	Persons) を採択。 国連が「国連障害者の十年」(United Nations Decade of Disabled Persons) の宣言を採択。	第 37 回国連総会にて。「十年」は 1983-1992 年。各国は、「障害の予防」「リハビリテーション」「障害者の社会生活への」完全参加と平等」を目標に行動計画を策定する。
1989.11.20.	国連が「児童の権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child) を採択。	第 44 回国連総会にて。日本は 1994.4.22 に批准。
1990.7.26.	アメリカが「障害のあるアメリカ人法」(ADA *5 : Americans with Disabilities Act of 1990) を制定。「障害者の公民権法」とも言われる。George Herbert Walker Bush 大統領が署名。	障害を理由とする雇用上の差別の禁止と合理的配慮の提供義務。合理的配慮*6を行わないことも差別となる。(ADA は後の 2008 年に改正された。この改正 ADA は 2009.1.1 に施行。)
1990.10.30.	アメリカが「障害のある個人の教育法」(IDEA: Individuals with Disabilities Education Act) を制定。George Herbert Walker Bush 大統領が署名。	1975 年制定の「全障害児教育法」(EAHCA) を改正したもの。IDEA は後の 1997 年に改正され (IDEA1997)、これはさらに 2004 年に改正された (IDEA2004)。
1992.4.23.	国連が「アジア太平洋障害者の十年」(Asian and Pacific Decade of Disabled Persons) の宣言を採択。	国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) の第 48 回総会において。「十年」は 1993-2002 年*7。
1993.12.20.	国連が「障害者の機会均等化に関する標準規則」(Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities) を採択。	第 48 回国連総会にて。標準規則の目的は、障害者がその他の人々と同じ権利と義務を行使できることを確保すること。(本標準規則は規則なので、各国政府に対する拘束力はない。)
1994.6.10.	「特別なニーズ教育に関する世界会議：アクセスと質」が「サラマンカ声明と特別なニーズ教育に関する行動の枠組み」(The Salamanca Statement and Framework for Action on Special Needs Education) を採択。	スペインのサラマンカ市にて、ユネスコとスペイン政府の共催。国際社会に対して、インクルーシブ教育のアプローチを承認し、特別なニーズ教育の開発を支援することを要求する。
1995.12.18.	日本が「障害者プランナーノーマライゼーション 7 年戦略」を決定。	障害者対策推進本部の会議にて。ここでいう 7 年間は 1996 ~ 2002 年度になる。
2006.12.13.	国連が「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities) を採択。	第 61 回国連総会本会議にて。障害者に関する国際的な人権条約。2007.3.30 以降に加盟国の署名・批准が可能となる。
2007.9.28.	日本がニューヨークの国連本部で「障害者の権利に関する条約」に署名。	署名をしたのは、高村正彦外務大臣。
2008.5.3.	「障害者の権利に関する条約」発効。	エクアドル政府が 2008.4.3 に批准。批准国が 20 か国に達したことで、30 日後の 5 月 3 日に障害者の権利に関する条約は発効した。
2009.12.8.	日本が「障害者の権利に関する条約」を批准するため、閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」を設置。	制度改革推進本部の本部長は内閣総理大臣。最初の会合で、「障がい者制度改革推進会議」の設置が決定される。第 1 回目の推進会議は 2010.1.12 であった。
2010.7.12.	日本の文部科学省が中央教育審議会初等中等教育分科会に審議要請し、「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置される。	
2010.12.24.	「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が中央教育審議会の総会で「論点整理」を報告。	インクルーシブ教育システムの理念とそれに向かっていく方向性に賛成することを表明。
2011.6.24.	日本が「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を公布。	2012.10.1 から施行。通称は「障害者虐待防止法」。身体障害・知的障害・精神障害を負う人々に対する身体的・性的・心理的・経済的虐待ならびにネグレクトの防止。
2011.8.5.	日本が改正した「障害者基本法」を公布。	2011.8.5 に施行。障害者の定義の見直し (社会モデル) や差別の禁止。「可能な限り障害者である

		児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」(第16条)。手話が初めて法的に言語として認められる(第3条三に「言語(手話を含む。)」と規定)。
2012.6.27.	日本が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を公布。	施行は2013.4.1から。通称は「障害者総合支援法」。障害者自立支援法の改訂版。
2012.7.23.	日本が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」を公表。	文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会による報告書。子どもの教育的ニーズに応える連続性のある「多様な学びの場」や、合理的配慮を強調。
2013.6.19.	日本が「障害者雇用促進法」を改正。	障害者の定義の見直し・障害を理由とする差別の禁止・合理的配慮の提供義務など。施行は2016.4.1から(一部公布日または2018.4.1)。
2013.6.26.	日本が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を公布。	通称は「障害者差別解消法」。施行は一部を除き2016.4.1から。障害を理由とする差別の解消を促進し、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資する。
2013.8.26.	日本が「学校教育法施行令」を改正・公布。	施行は2013.9.1から。就学手続きの見直し。
2013.12.4.	日本の参議院本会議が「障害者の権利に関する条約」の締結を承認。	
2014.1.20.	日本が「障害者の権利に関する条約」の批准書を国連事務総長に寄託。	批准書を寄託したのは、吉川元偉国連代表部大使。日本は140番目の締約国となる。
2014.2.19.	「障害者の権利に関する条約」が日本について効力を生ずる。	

- \*1 normalization は、英語ではノーマライゼーション、米語ではノーマライゼーションと発音するのが多いという(河東田, 2009)。デンマーク語は Normaliserling (ノーマリセーリング)。
- \*2 IEP (Individualized Education Program) とは、障害児の特異なニーズを満たすために特別に考案された指導を提供し、またはその提供を監督する権限を持った地方の教育機関または中間教育ユニットの代表、教師、障害児の親または後見人により、適当な場合には当該児童をも加えて構成される会合で、障害児一人ひとりのために作成された文書をいう(小嶋, 1989)。
- \*3 Mary Warnock を委員長とする障害児教育調査委員会が1978年に答申した *Special Educational Needs: Report of the committee of enquiry into the education of handicapped children and young people* (Department of Education and Science, 1978) という報告書。
- \*4 1976年の国連第31回総会決議では International Year for Disabled Persons と表記されたが、1979年の第34回総会決議において、International Year of Disabled Persons となった。テーマも、1976年の総会決議の full participation から、1979年の総会決議では full participation and equality となった。
- \*5 ADA の正式名称は An Act to Establish a Clear and Comprehensive Prohibition of Discrimination on the Basis of Disability (障害を理由とする差別に対する明確かつ包括的禁止を確立する法律) である。
- \*6 合理的配慮 (reasonable accommodation) とは障害者がその障害ゆえに職務遂行上抱えるさまざまな障壁を解消するための措置。合理的配慮は後に、障害者の権利に関する条約に取り入れられた。
- \*7 1993-2002年の10年は、最終年の2002年5月の ESCAP 総会で2003-2012年の10年に延長され、2012年5月の ESCAP 総会ではさらにまた10年延長された。

この国連によって人権ならびに障害者の権利に関する宣言・規約が採択され、さらに国連の専門機関であるユネスコ(国際連合教育科学文化機関)による1994年のサラマンカ声明(サラマンカ宣言)を経て、2006年の第61回国連総会本会議において「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」と略す)が採択された。日本はこの条約を批准するために「障害者基本法」を改正し(2011年)、2012年には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下、「報告」と略す)を作成した。日本はその後も「障

表2 Nirje (1969) によるノーマライゼーション\*の原理 (河東田ら訳編, 2004)

- (1) ノーマライゼーションの原理は、知的障害者に1日のノーマルなリズムを提供することを意味する。
- (2) ノーマライゼーションの原理はまた、ノーマルな生活上の日課を提供することでもある。
- (3) ノーマライゼーションの原理はまた、家族とともに過ごす休日や家族単位のお祝いや行事等を含む、1年のノーマルなリズムを提供することを意味する。
- (4) ノーマライゼーションの原理はまた、ライフサイクルを通じて、ノーマルな発達の経験をする機会を持つことを意味する。
  - ①子どもたちはできるだけ温かい雰囲気、豊かな感覚刺激と環境、適度に調和のとれた環境のもとで暮らすべきで、とりわけ障害児は、知識や能力を育む刺激が与えられる必要がある。
  - ②学齢期にある知的障害児は、限られた場所、隔離された社会に住むのはよくない。
  - ③知的障害を持つ若者向けのトレーニングプログラムは、できるだけ自立した日常生活を送ることが可能になるよう、できるだけ通常の地域社会に参加できるよう、有益な社会的技能が習得できるよう支援するものでなければならない。
  - ④老齢期にはその年齢にみあった意義と満足を与えてくれる家庭的な場と、親しい友人たちとの接触を保ちながら暮らせる環境が必要となる。したがって、老齢期の知的障害者のための施設を選ぶ際には、彼らが成人期を過ごした場所か、なるべくその近くにある施設を選ぶべきである。
- (5) ノーマライゼーションの原理はまた、知的障害者本人の選択や願い、要求が可能な限り十分に配慮され、尊重されなければならないということを意味する。
- (6) ノーマライゼーションの原理はまた、男女が共に住む世界に暮らすことを意味する。
- (7) 知的障害者ができるだけノーマルに近い生活を得られるための必要条件とは、ノーマルな経済水準が与えられることである。これは、一般社会で他の人々と同等の法律上の基本的経済的保証が知的障害者にも与えられることを意味し、また、その他のあらゆる適用可能な経済保障援助が得られることも意味している。
- (8) ノーマライゼーションの原理で特に重要なのは、病院、学校、グループホーム、福祉ホーム、ケア付きホームといった場所の物理的設備基準が、一般の市民の同種の施設に適用されるのと同等であるべきだという点である。

\* 本稿においては normalization は一貫して「ノーマライゼーション」と表記しているが、この表2においては訳者の河東田らに従って「ノーマライゼーション」と表記する。

「障害者雇用促進法」の改正 (2013年)、「学校教育法施行令」の改正 (2013年) を行い、2014年に「障害者権利条約」を批准した。本稿ではもっぱら、2012年の「報告」に至るまでの流れと内容を整理したい。ちなみに、インクルージョンを教育面に特化すれば、「インクルーシブ教育」という言い方になる。

## II 人権・ノーマライゼーション・障害者の権利

表1に見るように国連は1948年の「世界人権宣言」を皮切りに「国際人権規約」(1966年)、「知的障害者の権利宣言」(1971年)を採択していったが、その間北欧では「ノーマライゼーション」原理が出現した。もともとノーマライゼーション原理の萌芽はスウェーデンにおいて1943年に設置された「ある程度生産労働に従事することが可能な人たちのための委員会」(社会大臣直属の諮問委員会)が1946年に作成した報告書であるが(Ericsson, 2002)、その後ノーマライゼーション原理はデンマークの Neils Erik Bank-Mikkelsen (ニルス・エリク・バンク・ミケルセン) (1919-1990) によって花開き、次いで、スウェーデンの Bengt Nirje (ベングト・ニリエ) (1924-2006) によって計8つに成文化された(表2を参照)。河東田(2009)の言い方では、Bank-Mikkelsen は「ノーマライゼーション原理を法的に具現化した人」、Nirje は「ノーマライゼーション(原理)の父」になる。

ちなみに、北欧におけるノーマライゼーション原理とは別に、アメリカでは Wolf Wolfensberger

(1934-2011) が新しいノーマリゼーション原理を提唱した (Wolfensberger, 1972)。そして、やがて彼はまぎらわしい「ノーマリゼーションという用語を捨てて、「ソーシャルロールバロリゼーション」(SRV : Social Role Valorization) (社会的役割の有価値化) を提唱した (Wolfensberger, 1983, 1991, 1995)。[彼の 1995 年の本によれば、ソーシャルロールバロリゼーションの定義は、「可能なかぎり文化的に価値のある手段による、人々、ことに価値の危機に瀕している者たちのために、価値のある社会的な役割の可能化、確立、増進、維持、ないし防衛」である。]

ところで、知的障害児・者を隔離するのではなくて、彼らに対してできるだけノーマルな生活状態を提供するというノーマリゼーションの考え方はアメリカに強い影響を及ぼし、1975 年にアメリカでは「全障害児教育法」が制定された。これは、3～21 歳のすべての障害児は「最も制限の少ない環境」(LRE : least restrictive environment) で「無償かつ適切な公教育」(FAPE : free appropriate public education) を受ける権利があるという、それまでにない画期的な連邦法であった。

アメリカではその後、1990 年 7 月に「障害のあるアメリカ人法」が成立した。この法律は、障害を理由とする雇用上の差別の禁止と合理的配慮の提供義務を強調しており、1994 年のサラマンカ声明に強い影響を及ぼすこととなった。[「障害のあるアメリカ人法」の翻訳として斎藤訳 (1991) があるが、法律名が「アメリカ障害者法」となっている。]

### Ⅲ サラマンカ声明と特別なニーズ教育に関する行動の枠組み

1994 年 6 月 7 日から 10 日までユネスコとスペインの教育科学省が共催して、スペインのサラマンカ市で「特別なニーズ教育に関する世界会議：アクセスと質」が開かれ、「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明」(The Salamanca Statement on Principles, Policy and Practice in Special Needs Education) (以下、「サラマンカ声明」と略す) と「特別なニーズ教育に関する行動の枠組み」(Framework for Action on Special Needs Education) (以下、「行動の枠組み」と略す) が採択された (UNESCO, 1994 : 表 3 を参照)。なお、これら「サラマンカ声明」と「行動の枠組み」において初めて公的に inclusion という言葉が出てくるので、inclusion に関連した用語は英語を添えておいた。日本語訳は、特別支援教育法令等データベースによる。

### Ⅳ 障害者の権利に関する条約

国連 (United Nations, 2007) ならびに外務省 (2014b) の解説によれば、第 56 回国連総会は 2001 年 12 月、メキシコが提案した「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議案を採択し、その後、2002 年 7 月 29 日から 8 月 9 日、ニューヨークの国連本部において、「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約に関する諸提案について検討するためのアドホック委員会」の第 1 回目の会合が開かれた。このアドホック委員会 (特別委員会) はそれから年に 1、2 回の割合で、合計 8 回開かれた。そして、2006 年 12 月 13 日、第 61 回国連総会は、第 8 回アドホック委員会が提案した Convention on the Rights of Persons with Disabilities (障害者の権利に関する条約) (United Nations, 2006) を満

表3 「サラマンカ声明」ならびに「特別なニーズ教育に関する行動の枠組み」(抜粋)

サラマンカ声明

○このインクルーシブ志向をもつ通常の学校 (regular schools with this inclusive orientation)こそ、差別的態度と闘い、すべての人を喜んで受け入れる地域社会を作り上げ、インクルーシブ社会 (an inclusive society) を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段であり、さらにそれらは、大多数の子どもたちに効果的な教育を提供し、全教育システムの効率を高め、ついには費用対効果の高いものとする。

○別のように行うといった競合する理由がないかぎり、通常の学校内にすべての子どもたちを受け入れるというインクルーシブ教育の原則 (the principle of inclusive education, enrolling all children in regular schools, unless there are compelling reasons for doing otherwise) を法的問題もしくは政治的問題として取り上げることがすべての政府に要求する。

○インクルーシブ教育のアプローチを承認し、すべての教育計画の不可欠な一部として特別なニーズ教育の開発を支援すること (to endorse the approach of inclusive schooling and to support the development of special needs education as an integral part of all education programmes) を国際社会に要求する。

特別なニーズ教育に関する行動の枠組み

○インクルージョンと参加こそ、人の尊厳や人権の享受と行使にとって必須のものである。教育という分野では、これは真の機会均等化をもたらそうとする方略の開発のなかに反映される。

○インクルーシブ校が遭遇する挑戦は、まったく恵まれていない子どもたちや障害をもつ子どもたちを含む、すべての子どもたちを首尾よく教育することができる児童中心の教育学を開発することである (The challenge confronting the inclusive school is that of developing a child-centred pedagogy capable of successfully educating all children, including those who have serious disadvantages and disabilities.)。

○インクルーシブ校の基本原則は、すべての子どもは何らかの困難さもしくは相違をもっていようと、可能なさはいいつも共に学習すべきであるというものである (The fundamental principle of the inclusive school is that all children should learn together, wherever possible, regardless of any difficulties or differences they may have.)。インクルーシブ校はさまざまな学習スタイルや学習の速さについて調整をしながら、また、適切なカリキュラムと、編成上の調整、指導方略、資源の活用、地域社会との協力を通じ、すべての子に対し質の高い教育を保障しながら、生徒の多様なニーズを認識し、それに応じなければならない (Inclusive schools must recognize and respond to the diverse needs of their students, accommodating both different styles and rates of learning and ensuring quality education to all through appropriate curricula, organizational arrangements, teaching strategies, resource use and partnerships with their communities.)。そのさい、すべての学校内でくわす特別なニーズにふさわしい、さまざまな支援やサービスがなければならない。

場一致で採択した。表4は、日本政府公定訳の「障害者権利条約」(2014年1月20日に公布)(外務省, 2014b)のなかから、主として障害者の教育や合理的配慮に関連したところを抜粋したものである。

この障害者権利条約にあつては、第24条「教育」のところで次のような表現が見られる。①「締約国は、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」(States parties shall ensure an inclusive education system at all levels and lifelong learning.)。②「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」(Persons with disabilities are not excluded from the general education system on the basis of disability, and that children with disabilities are not excluded from free and compulsory primary education, or from secondary education, on the basis of disability.)。③「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」(Reasonable accommodation of the individual's requirements is provided.)。④「学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること」(Effective individualized support measures are provided in

表4 障害者の権利に関する条約（抜粋）

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第二条 定義

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

第七条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
  - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
  - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
  - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
  - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
  - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
  - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
  - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
  - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。



---

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

---

environments that maximize academic and social development, consistent with the goal of full inclusion. )。

これらのうち①のなかの“inclusive education system”について言えば、日本政府公定訳では「障害者を包容する教育制度」となっているが、現在のさまざまな研究論文では「インクルーシブ教育システム」という表記が多い。また、2012年の「報告」でも「インクルーシブ教育システム」となっている。[2008年5月30日付の川島聡・長瀬修仮訳では、“inclusive education system”は「インクルーシブな教育制度」、 “full inclusion”は「完全なインクルージョン」となっている（長瀬ら編著, 2012）。]

サラマンカ声明とセットで採択された「行動の枠組み」の序文 (introduction) には、インクルーシブ校の対象は特別な教育的ニーズを有する子どもたちで、それには、障害児や英才児、ストリートチルドレン、働いている子どもたち、人里離れた地域の子どものたちや遊牧民の子どものたち、言語的・民族的・文化的マイノリティの子どものたち、恵まれていないもしくは辺境で生活している子どもたちも含まれるという記述がみられる。このようにインクルーシブ教育の対象者は広いので、政府公定訳のように「障害者を包容する教育制度」と訳すと誤解を生む。その意味では、「インクルーシブ教育システム」のほうがより適切かと思われる。なお、障害者権利条約における障害者とは第一条「目的」にあるように、長期的な身体的・精神的・知的・感覚的な機能障害を有する者である。（障害者権利条約は2015年7月現在、それに署名した国は161か国、締約国は156か国に及んでいる。）

## V 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

日本は2007年9月にニューヨークの国連本部で「障害者権利条約」に署名した後、この条約を批准するため、2009年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置、2010年1月に「障がい者制度改革推進会議」の第1回目を開催、2010年7月には中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」（以下、特別委員会と略す）を設置した（文部科学省特別支援教育の在り方に関する特別委員会, 2010）。そして、この特別委員会は計8回の審議を重ねた後、2010年12月24日に中央教育審議会の総会で「論点整理」（特別委員会としての中間的なとりまとめ）を報告し、そのなかでインクルーシブ教育システムの理念とそれに向

表5 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の要点

- (1) インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- (2) 就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。ちなみに、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」\*（仮称）とするのが適当。
- (3) 本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義する。
- (4) 「合理的配慮」は各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて個別に提供されるものであるのに対し、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の設置は、子ども一人一人の学習権を保証する観点から多様な学びの場の確保のための「基礎的環境整備」として行われているものである。「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実には欠かせない。ちなみに、「基礎的環境整備」を進めるにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要となる。
- (5) 子どもたちの多様なニーズに応えるために、特別支援教育支援員を充実する、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・ST（言語聴覚士）・OT（作業療法士）・PT（理学療法士）などを活用する、医療的ケアの観点から看護師などを確保する。
- (6) 学校間連携として、特別支援学校を分校、分教室の形で小・中・高等学校内や小・中・高等学校に隣接または併設して設置するなど、地域バランスを考慮して都道府県内に特別支援学校を設置していくことも考えられる。児童生徒の移動時間を考えると、分校、分教室のほうが指導を充実できる可能性もあるし、交流および共同学習も実施が容易となる。
- (7) インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須となる。発達障害に関しては、すべての教員が養成段階で学ぶ仕組みづくりが必要である。
- (8) 「共生社会」とは障害のある者が積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

\* 後に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、2013年8月26日に公布、同年9月1日に施行。これによって、例えば「千葉県心身障害児就学指導委員会」は「千葉県教育支援委員会」に改称された。

かっていく方向性に賛成することを表明した（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/130...](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/130...)）。その後も特別委員会での議論は重ねられ、2012年7月23日、文部科学省の初等中等教育分科会は、「報告」を発表した。この「報告は、第1回目から数えて合計19回にわたる特別委員会での論議を踏まえたものであった。（特別委員会の開催年月日は、2010.7.20、2010.8.11、2010.9.6、2010.10.5、2010.10.25、2010.11.5、2010.11.19、2010.12.3、2011.3.10、2011.5.27、2011.8.19、2011.9.15、2011.11.4、2011.12.9、2012.2.13、2012.3.28、2012.4.27、2012.5.25、2012.6.8であった。）これら計19回の特別委員会の議事録はすべて公開されているが、それらを読むと、インクルーシブ教育システムのさまざまな課題や問題について徹底した論議がなされていることが分かる。その意味では「報告」は、現在の日本の実情に立脚し

表6-1 障害種別の合理的配慮の例（文部科学省初等中等教育分科会，2012より再構成）

障 害 名	学習や生活上の困難を改善・克服するための配慮	学習内容の変更・調整	情報・コミュニケーション・教材の配慮	学習機会や体験の確保	心理面・健康面の配慮	専門性のある指導体制の整備
視覚障害	弱視レンズの活用、他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成等。	丁寧な説明、時間延長、触感覚の併用等。	拡大コピー。拡大大文字。模型。読み上げソフト等。	実物や模型に触る等能動的な学習活動。	視覚障害の生徒が集まる交流の機会の情報提供。	特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能、眼科医等の活用。
聴覚障害	補聴器の活用、身振りや簡単な手話の活用等。	音質・音量の調整、文字による代替問題等。	視覚的な情報、手話、FM式補聴器等。	話し合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる等。	聴覚障害の生徒が集まる交流の機会の情報提供。	特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能の活用。耳鼻科との連携。
知的障害	実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにする等。	焦点化、基礎的・基本的な学習内容の重視等。	文字の拡大、読み仮名、絵カード、数え棒、パソコンの活用等。	図や写真を活用した日課表や活動予定表等。	集団の一員として帰属意識が持てるような機会を確保。	専門家や特別支援学校（知的障害）のセンター的機能の活用。
肢体不自由	片手で使うことができる道具の効果的な活用等。	書く時間の延長、体育での運動の内容の変更等。	上肢の機能に応じた教材や機器等。	車椅子の子が参加できるような高い位置に花壇を作る等。	車椅子使用時に必要な姿勢の変換とそのためスペース。	サポートチーム、PT、OT、ST等の活用。
病弱	指示された薬の服用量の徹底、副作用の理解とその対応等。	入院等による学習空白を考慮した学習内容の変更・調整等。	手紙やメール、インターネットを活用した疑似体験等。	視聴覚教材の活用、テレビ会議システムの活用等。	病状に応じた適切な運動について医療機関と連携した指導等。	急な病状変化への対応、看護師や医療関係者との連携。
言語障害	個別指導による音読、九九の発音等の指導。	書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等。	筆談、ICT機器の活用等。	個別指導の時間を確保し、音読、九九の発音等の指導。	言語障害の生徒が集まる交流の機会の情報提供。	特別支援学校（言語障害）のセンター的機能、STの活用。
自閉症・情緒障害	動作等を利用して意味を理解する等。	社会適応に必要な技術や態度を身につける等。	写真、図面、模型、実物等の活用、補助具の利用。	活動予定表の活用等。	生徒の状態に応じた指導。二次的障害の予防。	専門家、特別支援学校、医療機関等の活用。
学習障害	パソコン・デジカメ等の使用等。	軽重をつけた学習内容の配分等。	拡大大文字の資料、コンピュータの読み上げ等。	体を大きく使った活動等。	必要な学習活動に重点的な時間配分等。	外部専門家からの助言を生かした指導等。
注意欠陥多動性障害	物品の管理方法の工夫、メモの使用等。	学習内容を適切な量に分割する等。	掲示物の整理整頓、静かな環境づくり等。	危険防止策を講じる。	感情のコントロール法の指導等。	外部専門家からの助言を生かした指導等。
重複障害			(視覚障害+聴覚障害) 補聴器、弱視レンズ、拡大文字、手話の活用。		(視覚障害+聴覚障害) 適時・適切な情報提供。	

表6-2 障害種別の合理的配慮の例（文部科学省初等中等教育分科会，2012より再構成）

障 害 名	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	災害時等の支援体制の整備	校内環境のバリアフリー化	発達、障害の状態と特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
視覚障害	その子特有の見えにくさや視覚補助具・教材について、周囲への理解啓発。	緊急時の安全確保ができる校内体制の整備。	校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印等。	ブラインドやカーテン、スタンド、拡大読書器の設置。	避難経路に明確な目印や照明を設置。
聴覚障害	補聴器や多様なコミュニケーション手段について、周囲への理解啓発。	緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制の整備。	教室等の字幕放送受信システム等。	行事の進行次第や挨拶文、劇の台詞の文字表示。	緊急情報を視覚的に受容できる設備の設置。
知的障害	知的障害の特性を踏まえた対応ができるよう周囲への理解啓発。	心理状態の極度の混乱を想定した避難誘導。	動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする等。	安全性を確保した校内環境の整備等。	簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等。
肢体不自由	移動や日常生活動作の制約について、周囲への理解啓発。	移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制の整備。	段差の解消、スロープ、エレベーター、障害者用トイレ。	教室内を車椅子で動ける空間、上下式のレバーの水栓等。	車椅子、担架、非常用電源や手動で使える機器等。
病弱	心臓発作やてんかん発作等への対応について、周囲への理解啓発。	子どもの病気に応じた支援体制の整備。	自己導尿等を必要とする場合に対応できる施設・設備の整備。	紫外線カットフィルム、精神状態が不安定な時に落ち着ける空間の確保等。	避難経路の確保、薬や非常用電源の確保等。
言語障害	構音障害、吃音、本人の心情等について、周囲への理解啓発。	（発語による連絡が困難な場合）代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練。			
自閉症・情緒障害	言葉の理解の不十分さや独特のこだわりについて、周囲への理解啓発。	混乱やパニックを想定した支援体制。	自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置。	安全性を確保した校内環境。クールダウンの場所。	外部からの刺激を制限できる避難場所や設備の整備。
学習障害	努力によっても変わらない苦手なこと等について、周囲への理解啓発。	具体的で分かりやすい説明、不安感を持たずに行動できるような避難訓練の継続等。		余分なものを覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすい表示等。	
注意欠陥多動性障害	危険な行動等の安全な制止について、周囲への理解啓発。	項目を絞った短時間の避難指示等。		余分な物を覆うカーテンの設置、静かな小部屋の設置等。	避難場所における静かな小空間等の確保。

たものであると言えよう。

「報告」の要点は表5に示したが、なかでも（1）が問題となろう。サラマンカ声明では「別のように行うといった競合する理由がないかぎり、通常の学校内にすべての子どもたちを受け入れるというインクルーシブ教育の原則」とあり、障害者権利条約では締約国は「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償かつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」を確保するとある。また、サラマンカ声明の母体となったUNESCO（2009）も、「『インクルーシブ』教育システムが創り出されるのは、通常の学校が今よりもっとインクルーシブになったときだけである」(An ‘inclusive’ education system can only be created if ordinary schools become more inclusive.) と述べている。

このように、サラマンカ声明から障害者権利条約への流れでは障害児は健常児と一緒に普通学校で教育を受けるということになるが、日本の「報告」では、「インクルーシブ教育システムにおいては、(中略)小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要」としている。つまり、日本の「報告」では、障害者権利条約で言う「一般的な教育制度」のなかに特別支援学校を含めているわけである。もっとも、このことが間違いであるとは言えない。なぜなら、障害者権利条約では、「一般的な教育制度」のなかに特別支援学校を含めるとも含めないともはっきり明言していないからである。ちなみに、国連のアドホック委員会に第2回目から8回目まで参加した弁護士の本東（2007）は第24条「教育」について、「これらの規定は、自己の住む地域における普通学校での普通クラスを前提にしたインクルーシブ教育を前面に押し出すものであり、人権条約においてこれを確認したことの意味は大きい。最後のアドホック委員会で中国は分離教育も一般教育に入ることを議場で確認を求め同意を得たが、しかし、重要なのは本条約が完全なインクルーシブ教育を強調し、とくに、自己の住む地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができることとして、従来から議論があった『可能な限り』というような限定文句が削除されている点である」と述べている。[「一般的な教育制度」のなかに特別学校や特別支援学校を含めるのは日本や中国であるが、これら以外ではイギリスも該当する。]

結局、日本の「報告」が推奨しているのは、障害の度合いに応じて支援の形態と場所を変える分離包含型インクルーシブ教育であると言えるかもしれない。ただし、インクルーシブ教育という言葉はもともと、障害を有する子どもも有しない子どもも英才児も難民の子などもすべて含めて、子どもたちの個々の教育的ニーズに応じた支援付き教育を一緒の場で提供するといった意味合いがある。実際、アメリカのHammeken（2007）が詳述しているように、障害児たちは普通学校の普通学級のなかで（科目によれば校内の特別支援学級のなかで）、普通学級担任、特別支援教育教師、インクルージョン補助員たち（inclusion assistants）からの支援を受けつつ勉強している。その意味では、「分離包含型インクルーシブ教育」といった言い方は奇妙なものとなるが。

ともあれ、①反隔離・平等思想としての「ノーマリゼーション」→②ノーマリゼーションという思想を現実化する手段としての「インテグレーション」→③普通学校の許容枠を可能な限り押

し拡げていこうとする「インクルージョン」という欧米型の流れはたしかに重要なのであるが、日本における就労をも含めた教育臨床の実際を考えると、日本の「報告」が欧米型のインクルーシブ教育に適ったものであるか否かに拘泥するよりも、障害を有する子ども一人一人の個別教育支援計画と個別指導計画を充実させていくほうがより重要ではないかと思える。

ところで、インクルージョン・インクルーシブ教育という理念が初めて打ち出されたのは1994年の「サラマンカ声明」と「行動の枠組み」においてであるが、その時以来かなりの時間が経過しており、いわゆるインクルーシブ教育が真に効果的なものであるか否かの検討も徐々になされるようになってきている。例えば岡（2010, 2013）は特殊教育批判を出発点とする欧米モデル（欧米型インクルーシブ教育）の問題点として、①障害種に特有の教育的ニーズが軽視されていること、②分離的教育形態が一律に否定されていること、③障害のない子とのピア関係など社会的意義が強調される一方で障害児の学習上の達成が十分になされていないことなどを挙げ、日本に代表される東アジアモデルの持つ意義を模索している。東アジアモデルとは、インクルーシブ教育か隔離・排除か、当事者主義か専門家主導か、中央集権か地方分権かといった二項対立に陥ることなく、両者の持つ優れた要素を選択的に摂取することでより緩やかなインクルーシブ教育への道筋を具体化するというものである。日本の「報告」が連続性のある多様な学びの場の整備を重視したことや、特別支援教育の発展の延長上にインクルーシブ教育を位置づけたことは、岡の言うように、東アジアの社会的・文化的特質である柔軟性・融合性とも合致しよう。

## Ⅵ 合理的配慮

合理的配慮に関して言えば、障害者権利条約の第2条で「『合理的配慮』とは障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。この定義のなかの「均衡を失した又は過度の負担」(a disproportionate or undue burden)という言葉の「負担」の解釈については、文部科学省から照会された外務省が既に「変更及び調整を行う主体に課せられる負担」と回答している ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/044/attach/1323326.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/044/attach/1323326.htm))。表6-1と6-2は「報告」に添付されている別表をより簡単な形に再構成したものである。

2012年7月23日に文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会が「報告」を発表した後、2013年5月16日、「初等中等教育局長決定」という前書きで「インクルーシブ教育システム構築モデル事業委託要項」が都道府県・指定都市教育委員会などに出された。このインクルーシブ教育システム構築モデル事業は「モデルスクール」「モデル地域（交流及び共同学習）」「モデル地域（スクールクラスター）」の3領域に分かれていた（それぞれに文部科学省からの委託費がついた）。

モデルスクールの公募に応じた学校のなかで福岡教育大学附属福岡中学校を例にとると（中原ら、2015）、そこでは、特別支援学級に在籍する生徒と通常学級に在籍する生徒との交流及び共同学習を行うグループの教員たちが、福岡中学校の特別支援学級（知的障害）に在籍する中学1年生の生徒A（田中ビネー知能検査でIQ = 56）を対象にして、合理的配慮協力員からのアドバ

表7 いろいろな国におけるインクルーシブ教育の現在の様態

国名	インクルーシブ教育の様態	障害者権利条約
イタリア	1977年の第517号法の制定から障害児に対して普通学校が解放され、現在ではフルインクルージョンに近い教育制度となっており、障害児のための学校は原則として存在しない（大内・藤原，2011）。ずっと以前から存在している計71校の特別学校では、健常児童を受け入れる形でインクルーシブ教育を実現している（企画部調査・国際担当・国別調査班，2015）。	2007.3.30 署名。 2009.5.15 批准。
イギリス	子どもは原則学校区内の小学校に入学するが、特別な教育的ニーズ <sup>*1</sup> （SEN）があることを認定する「判定書」があり、保護者が希望した場合には特別学校（special school）に行く。特別学校の義務教育段階の在籍者は全生徒数の1.1%（2010年時点）。判定書はないがSENがある生徒では、通常学校における手立てとしてスクールアクションやスクールアクションプラスなどがある。なお、この判定書制度は2014年9月から廃止され、現在新しくEHCプラン <sup>*2</sup> が行われている（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所，2011a）。	2007.3.30 署名。 2009.6.8 批准。
フランス	軽度の障害児童や不適応児は国民教育省管轄の学校の教育対象となるが、障害の程度が重くなると福祉・医療行政担当省管轄の教育・療育施設が「特別教育」を行う。ただし、2009年にはこの特別教育の施設内に国民教育省管轄の「学校ユニット」を設置することが法律で規定された（星野，2013；独立行政法人国立特別支援教育総合研究所，2011b）。	2007.3.30 署名。 2010.2.18 批准。
アメリカ	障害のある子どもの特別なニーズを満たすため、最も制限の少ない環境下で、無償かつ適切な公教育を受けさせる。保護者も加わって、生徒の一人ひとりに応じた個別教育計画が作成される（作成された計画は少なくとも年に1回見直し）。年々インクルーシブ教育が普及しており、学校のなかには通常の学級の他、固定式の特別学級（重度・重複の子どもたち用）やリソースルーム（軽度の子どもたち用）がある（都築・林，2013）。	2009.7.30 署名。 未批准。
スウェーデン	イタリアと並んでインクルーシブ教育の先発国であり、分離教育は最低限に抑えられている。視覚障害・肢体不自由の生徒は「基礎学校」（通常学校のこと）であるが、軽度の知的障害は「基礎養護学校」、中度・重度は「訓練養護学校」、聴覚障害・言語障害・重複障害などは「特殊学校」、義務教育としての養護学校終了後は「高等養護学校」に入れる（二文字，2011）。	2007.3.30 署名。 2008.12.15 批准。
スペイン	スペインの障害児（特別な教育的ニーズを有する子ども）は特別支援学校・特別学級が16.7%、通常学級が83.3%（2010年時点）で、通常学級の割合が高いが、カタルーニャ自治州では小学校段階の障害児の40%は特別学校に通い、中学校段階になるとほとんどが特別学校に通う（黒田ら，2013）。	2007.3.30 署名。 2007.12.3 批准。
中国	形態として、「特殊教育学校」（特別な学校）、「特教班」（特別なクラス）、「随班就读」（障害児童を通常学級に在籍させて非障害児童と一緒に学ばせる）がある（企画部調査・国際担当・国別調査班，2015）。「随班就读」の問題点として、対象が軽度の障害児童に限定される、担任の時間不足や専門的知識の不足がある、障害児童との接し方がむずかしい、などがある（七田ら，2005）。	2007.3.30 署名。 2008.8.1 批准。

\*1 特別な教育の手立て（special educational provision）を必要とするほどの学習面の困難さ（learning difficulties）がある場合、その子は「特別な教育的ニーズ」（Gulliford, 1971を参照）があるものとみなされる。

\*2 EHCプラン（Education, Health and Care Plan）とは、教育・医療・福祉の専門家たちが連携して0～25歳の子どもや若者たちの①特別な教育的ニーズ②SENと関連する健康ニーズ③SENと関連する社会福祉ニーズの査定（EHC needs assessment）を行い、それに基づいた支援計画を立てることである（Kent County Council, 2015）。

イスなども合わせて、インクルーシブ教育のための合理的配慮の実践的検討を行った。具体的には、音楽科のなかでの交流及び共同学習が行われた。そのさい合理的配慮として、Aへの学習プリントや視聴覚教材を通常よりも読みやすさや分かりやすさにこだわって作成したが、これに

よって通常学級の生徒たちのなかにも「分りやすい」と感じた生徒がいたという。

インクルーシブ教育システム構築モデル事業は2013年度以降も継続されているので、合理的配慮の実践事例や交流及び共同学習の実施例、域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）を活用した取り組みの実践研究などが今後積み重ねられていくものと思われる。[神奈川県横須賀市にある独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（NISE）の「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」には2015年10月現在、種々の障害に関して、幼・小・中・高校・特別支援学校における合理的配慮の実践事例133件が載せられていて参考になる。[http://inclusive.nise.go.jp/?page\\_id=15](http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=15)を参照。]

## Ⅶ おわりに

インクルージョン・インクルーシブ教育の定義や意味はさまざまであり、そのあり方も完全なインクルージョンから部分的なインクルージョンまで国によって異なるし、国としての方針は定まっても州によって異なるところもある。表7に例として7つの国のインクルーシブ教育の様態を掲げておいたが、それぞれに異なっている。インクルーシブ教育の定義やあり方、文化との関連性、特別学校ないし特別支援学校の位置づけ、通常学校の教員の研修の問題、通常学級での補助員や支援員を雇い入れる費用の問題、教育課程の問題など、インクルーシブ教育に関する検討課題は尽きないものがある。

## 文献

Department of Education and Science (1978) *Special Educational Needs: Report of the committee of enquiry into the education of handicapped children and young people. Cmnd. 7212*. London: Her Majesty's Stationary Office.

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2000）特別支援教育法令等データベース 総則 / 基本法令等—サラムンカ声明 [http://www.nise.go.jp/blog/2000/05/b1\\_h060600\\_01.html](http://www.nise.go.jp/blog/2000/05/b1_h060600_01.html)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2011a）資料6-1：イギリスにおける障害のある子どもの教育について 特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第10回）配布資料

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2011b）資料6-2：フランスにおける障害のある子どもの教育について 特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第10回）配布資料

独立行政法人国際協力機構（2009）課題別指針 障害者支援

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2008）障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究—EU諸国及び米国の動向（調査研究報告書 No. 87）サマリー

Ericsson K (2002) *From institutional life to community participation: Ideas and realities concerning support to persons with intellectual disability*. Acta Universitatis Uppsaliensis, Uppsala Studies in Education 99, Uppsala 2002. (河東田博・古閑-ダール 瑞穂訳, 2012, スウェーデンにおける施設解体と地域生活支援—施設カールスルンドの誕生と解体までを扱った所に、現代書館)



- 外務省 (2014a) 国連における障害者権利条約採択までの議論  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jiken/shogaisha.html>
- 外務省 (2014b) 障害者の権利に関する条約 (略称: 障害者権利条約)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jiken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jiken/index_shogaisha.html)
- Gulliford R (1971) *Special Educational Needs*. London: Routledge and Kegan Paul.
- Hammecken PA (2007) *Inclusion: 450 strategies for success: A practical guide for all educators who teach students with disabilities*. Thousands Oak: Corwin Press. (重富真一・富澤陽子・中島範子・柴沼直美訳, 2008, インクルージョン—普通学級の特別支援教育マニュアル, 同成社)
- 花村春樹 (訳・著) (1998)「ノーマライゼーションの父」N. E. バンク—ミケルセン [増補改訂版]  
 ミネルヴァ書房
- 東俊裕 (2007) 障害者権利条約のもつ意味 [dpi.cocolog.nifty.com/website/Education/1026higashi.doc](http://dpi.cocolog.nifty.com/website/Education/1026higashi.doc)
- 星野常夫 (2013) フランス障害児教育の現状報告—インクルーシブ教育への対応と展開 文教大学教育学部紀要, 47, 159-169.
- 河東田博 (2009) ノーマライゼーション原理とは何か—人権と共生の原理の探究 現代書館
- 河東田博・橋本由紀子・杉田穂子・和泉とみ代 (訳編) (2004) Nirje B (著) ノーマライゼーションの原理 [新訂版]—普遍化と社会変革を求めて 現代書館
- 河合康 (2007) イギリスにおけるインテグレーション及びインクルージョンをめぐる施策の展開 上越教育大学研究紀要, 26, 381-397.
- Kent County Council (2015) Education, health and care (EHC) plans. <http://www.kent.gov.uk/education-and-children/special-educational-nee...>
- 企画部調査・国際担当・国別調査班 (2015) 諸外国における障害のある子どもの教育 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 4, 61-77.
- 小嶋英夫 (1982) イギリスにおける 1981 年教育法の成立 リハビリテーション研究, 40, 11-21.
- 小嶋英夫 (1989) アメリカの個別学習プログラム リハビリテーション研究, 61, 2-9.
- 黒田学・バユス・ユイス・小西豊・仲春奈・荒木穂積・平沼博将・荒木美知子 (2013) スペイン・カタルーニャ自治州における障害児教育・福祉に関する調査研究 立命館産業社会論集, 49(2), 23-44.
- 文部科学省 (1998) 児童の権利に関する条約 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/jidou/main4\\_a9.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm)
- 文部科学省初等中等教育分科会 (2012) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm)
- 文部科学省特別支援教育の在り方に関する特別委員会 (2010) 第 1 回議事録  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/siryo/1297371.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/siryo/1297371.htm)
- 長瀬修・東俊裕・川島聡 (編著) (2012) 増補改訂 障害者の権利条約と日本—概要と展望 生活書院

- 中原真吾・今岡千明・中村国広・武田巨史・堀浩二・堀修二・中禮裕子・尾西洋平・登由美子・吉本悟・林田真姫・土器修・高山剛・姫島和久・最所健太・高浪伊織・吉本眞也・藤金倫徳（2015）インクルーシブ教育システム構築を目指した合理的配慮の検討（Ⅰ）—交流及び共同学習での検討 福岡教育大学特別支援教育センター紀要, 7, 13-18.
- 二文字理明（2011）スウェーデン（内閣府, 平成 22 年度内閣府委託報告書 障害のある児童生徒の就学形態に関する国際調査比較報告書, 110-127）
- Nirje B (1969) The normalization principle and its human management implications. In Kugel R, Wolfensberger W (Eds), *Changing patterns in residential services for the mentally retarded*. Washington, D. C.: President's Committee on Mental Retardation, pp179-195.
- 岡典子（2010）欧米モデルの本質と制約—東アジアモデル構築の可能性と意義 日本特殊教育学会第 47 回大会報告（特殊教育学研究, 47:5, 337-338）
- 岡典子（2013）欧米型インクルーシブ教育の超克と東アジア・スタンダード・モデルの構築 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書
- 大内進・藤原紀子（2011）イタリアにおける国際会議「第 7 回 学校におけるインクルージョンの質（7° Convegno Internazionale La Qualità dell' integrazione scolastica）」報告 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 世界の特別支援教育（25）, 29-38.
- 斎藤明子（訳）（1991）アメリカ障害者法（全訳・原文） 現代書館
- 瀬尾政雄（1985）米国の全障害児教育法（P. L. 94-142）の実施経過とその課題 特殊教育学研究, 23(2), 67-72.
- 七田怜・呂曉彤・高橋智（2005）中国における障害児の「随班就読」の実態と課題—北京市の随班就読モデル小学校調査を通して 東京学芸大学紀要, 1 部門, 56, 243-268.
- 清水貞夫（2010）インクルーシブな社会をめざして—ノーマリゼーション・インクルージョン・障害者権利条約 クリエイツかもがわ
- 総理府障害者対策推進本部（仮訳）（1994）障害者の機会均等化に関する標準規則  
<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu.../515.pdf>
- 都築繁幸・林真知子（2013）米国の障害者教育政策に関する一考察（2）—インクルーシブ教育システムを巡る問題を中心に 障害者教育・福祉学研究, 9, 53-64.
- UNESCO（1994）*The Salamanca statement and framework for action on special needs education*. Printed in UNESCO.
- UNESCO（2009）*Policy guidelines on inclusion in education*. Printed in France.
- United Nations（2006）*Convention on the rights of persons with disabilities*.  
<http://www.un.org/disabilities/convention/conventionfull.shtml>
- United Nations（2007）Ad Hoc Committee on a comprehensive and integral international convention on the protection and promotion of the rights and dignity of persons with disabilities. <http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/adhoccom.htm>
- Wolfensberger W（1972）*Normalization: The principle of normalization in human services*. Toronto: National Institute on Mental Retardation.（中園康夫・清水貞夫編訳, 1982, ノーマリ

ゼーション, 学苑社)

Wolfensberger W (1983) Social Role Valorization: A proposed new term for the principle of normalization. *Mental Retardation*, 21(6), 234-239.

Wolfensberger W (1991) *A brief introduction to Social Role Valorization as a high-order concept for structuring human services*. Syracuse, NY: Training Institute for Human Service Planning, Leadership and Change Agency (Syracuse University)

Wolfensberger W (1995) *A brief introduction to Social Role Valorization: A high-order for addressing the plight of societally devalued people and for structuring human services*. (Japanese trns. by Y. Tomiyasu). Tokyo, Japan: K. K. Gakusha. (富安芳和訳, 1995, ソーシャルロールバロリゼーション入門—ノーマリゼーションの心髄, 学苑社) [Based on a revised and enlarged translation of: Wolfensberger W (1992) *A brief introduction to Social Role Valorization as a high-order concept for structuring human services* (2nd. (rev.) ed.) . Syracuse, NY: Syracuse University Training Institute for Human Service Planning, Leadership & Change Agency.]

